

水循環再生地域協議会について

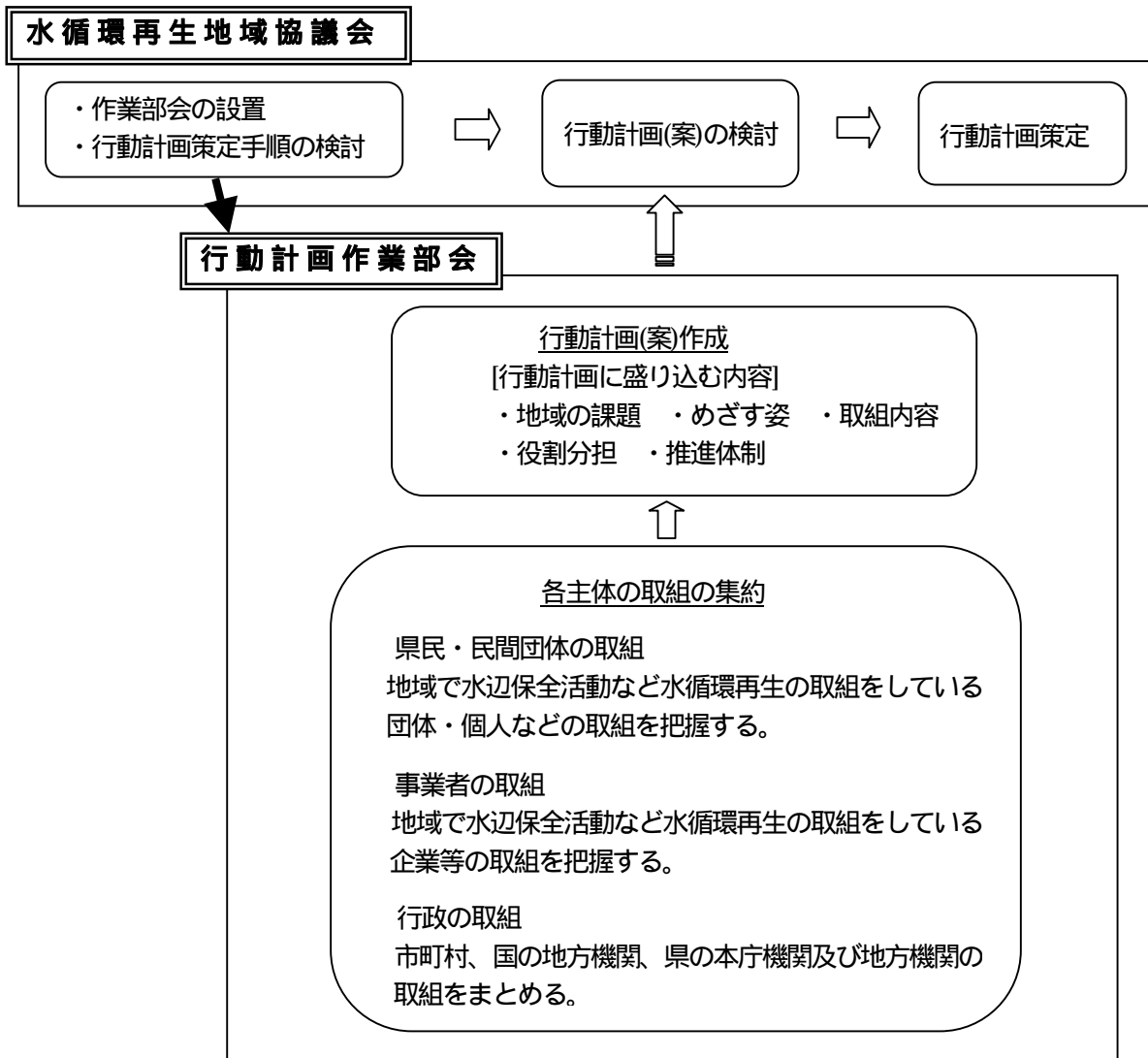
1 地域協議会設立の趣旨

- ・水循環再生には、地域の県民・事業者・民間団体・行政の各主体が、地域の水循環の課題やめざす方向性について共通の認識を形成し、連携・協働して取り組むことが必要である。
- ・このため、各主体で構成する地域協議会を設置し、地域における水循環再生について相互に意見交換、情報交換を行い、効率的・効果的な取組や継続性を持った取組などを行う。
- ・地域協議会は、地域における水循環再生の行動計画を策定するとともに、行動計画の進行管理、取組の評価などを行い、地域における水循環再生の取組の中心として機能する役割を担う。

2 地域協議会の構成

- ・地域協議会は、地域を代表する県民、事業者、民間団体及び行政機関で構成する。
- ・なお、地域協議会の構成員等については、地域協議会設立後、地域協議会での検討により必要に応じて見直しをしていく。

水循環再生地域行動計画策定フロー



水循環再生基本構想推進体系図

